

原子力発電関係団体協議会・全国原子力発電所所在市町村協
議会の要望書

平成26年5月22日

様

原子力発電等に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会長	茨城県知事	橋本	昌
副会長	福井県知事	西川	一誠
	北海道知事	高橋	はるみ
	青森県知事	高三	申吾
	宮城県知事	村井	嘉浩
	福島県知事	佐藤	雄平
	新潟県知事	泉田	裕彦
	石川県知事	谷本	正憲
	島根県知事	溝口	善兵衛
	山口県知事	村岡	嗣政
	愛媛県知事	中村	時広
	佐賀県知事	古川	祐康
	鹿児島県知事	伊藤	一郎

はじめに

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から3年余りが経過したが、依然として避難を余儀なくされている人々があり、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中で、福島第一原子力発電所の汚染水問題や同発電所の廃止措置においてトラブルが頻発している事実を重く受け止め、国が前面に立ち、より一層これらの取組に対する安全確保に係る体制を強化し、抜本的な対策を早急に講じることが重要である。

また、現に原子力施設が立地している道県においては、地域住民の安全の確保が何よりも重要な課題となっている。原子力規制委員会においては、新規制基準への適合性審査を厳格かつ迅速に行うとともに、その結果について、責任を持って国民及び関係自治体に明確に説明することが求められている。

併せて、原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策については、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。

一方、本年4月に策定されたエネルギー基本計画については、国民の十分な理解を得ていくことが極めて重要である。また、同計画において、原子力発電の依存度については、「可能な限り低減する」としているが、今後、個別の原子力発電所の位置付けを明らかにした上で、国民に方向性を速やかに示す必要がある。

当協議会は、原子力施設立地道県という立場から、現時点において国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり要請する。

I 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組の安全確保が被災地の復興の大前提であること、また、事故により、被害を受けている国民が今なお多数いることを重く受け止め、一刻も早い事態の収束に向け、国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、今なお避難を余儀なくされている人々に対する適切な支援や除染作業の速やかな実施、最近になってもなお発生しているいわれなき風評に対する正確な情報の発信など、政府一丸となって取り組むこと。

特に、喫緊の課題である汚染水問題については、国内外の英知を結集し、漏えいを防ぐための事前対策や海への影響を最小限に抑えるための拡散防止対策を早急に講じるよう、東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、汚染水をこれ以上増やさないための抜本的な対策に総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

また、同発電所の廃止措置に向けた取組に当たっては、依然として重大なトラブルが頻発していることを踏まえ、仮設や恒久化されたものを含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化、現場を管理できる人材の計画的な確保・育成等について東京電力に求めるとともに、これらの取組に対する国の指導・監視体制を強化するため、現地人員を増強するなど、より一層の安全確保に努めること。

さらに、地下水バイパスの実施に当たっては、第三者機関によるチェックを行い、運用目標を遵守させるとともに、海への拡散防止対策や海域モニタリングの実施状況について、正しく国内外へ情報提供するなど風評被害対策に万全を期すこと。

〈内閣官房〉 〈内閣府〉 〈経済産業省〉 〈環境省〉 〈原子力規制委員会〉

II 原子力施設の安全対策について

1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

(1) 新規制基準に関する事項

- ① 福島第一原子力発電所の事故の原因を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。
- ② 福島第一原子力発電所の事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行ったうえで、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力施設の安全性向上のため、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

(2) 安全規制の実施に関する事項

① 事故は起こり得るものとの前提に立ち、たとえ重大事故が発生したとしても放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないように、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

② 敷地内破砕帯の活動性評価など、原子力規制委員会における評価・審査に当たっては、審査方法を明確にした上で幅広い分野の専門家の意見を聴くとともに、国及び事業者の調査結果や蓄積されたデータを踏まえ、科学的・技術的根拠に基づき判断し、その結果について、国民及び関係自治体に対し、分かりやすく説明すること。

特に、敷地内破砕帯の評価に当たっては、現在の原子力規制委員会の有識者会合の構成を見ると、委員の専門分野に偏りがあるので、構造地質学や地震研究など幅広い分野の専門家による体制を整備し、国として責任を持って評価すること。

また、評価の長期化は住民の不安につながることから、評価を実施するための体制を強化するなど、速やかな評価の実施に努めること。

③ 安全対策の実施主体である事業者が、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、さらに安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を促すとともに、国の指導・監督を強化すること。

④ 高経年化対策制度について技術的根拠を明確にするとともに、運転期間延長の認可に当たっては、審査の方法や進め方を明確にした上で厳正な審査を行い、国民に不安を与えることのないよう、分かりやすく説明すること。

また、原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

⑤ 原子炉の廃止措置については、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、事業者に対し厳正な指導監督を行い、安全確保に万全を期すこと。

また、廃棄物の取扱基準等の確立や廃止措置費用の確保等についても、早急に方針を示すこと。

(3) 原子力規制委員会に関する事項

- ① 原子力規制委員会については、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、立地自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。

- ② 原子力施設に係る新規制基準等に基づく適合性審査については、設備運用に係るソフト面の規制を含め厳格かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

また、既に適合性確認申請がなされている原子力発電所については、優先して審査する原子力発電所以外も含め、安全性の確保のため着実に審査を行うこと。

〈内閣官房〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉 〈原子力規制委員会〉

2 原子力発電所の安全性及び再稼働の判断に係る国の説明責任について

- ① 原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の結果等については、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者が、具体的な手順等を明示した上で自ら主体的に説明することに加え、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、国民及び関係自治体の理解促進に努めること。

特に、新規制基準において、猶予期間が設けられた対策については、その理由を明確に説明すること。

- ② 原子力発電所の安全性については、新規制基準への適合性審査の結果だけでなく、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、さらには事業者の運営能力の確認など、総合的な観点から判断するとともに、安全性を判断した理由について、国民及び関係自治体へ十分な説明を行うこと。

- ③ 原子力発電所の再稼働については、具体的な手続きを明確に示した上で、安全性の確認だけでなく、エネルギー政策上の必要性等を十分に考慮し、国が責任を持って判断するとともに、その判断に至った経緯や結果については、国民や関係自治体に十分な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこと。

- ④ 原子力施設における事故やトラブルの情報については、国が国民及び関係自治体に対する説明責任を十分に果たすこと。

〈内閣官房〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉 〈原子力規制委員会〉

Ⅲ 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

(1) 原子力災害対策指針に関する事項

- ① 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。
- ② プルームの影響を考慮したP P Aの導入や実用発電用原子炉以外の原子力施設及び事故を起こした原子炉に係る原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定するとともに、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

(2) 原子力防災体制の確立に関する事項

- ① 複合災害や過酷事故が起こることを想定し、関係自治体の意見を踏まえ、原子力防災対策を充実させるとともに、災害対策における自治体の役割の重要性に鑑み、関係自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
- ② 避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された防災関係省庁と県の担当者等で構成されるワーキングチームにおいて、各地域の取組状況を把握し、国から具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めることにより、国として、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

また、住民の安全確保のためには、立地地域の意見をよく聴いた上で、真に関係省庁が連携し、課題に真剣に取り組むことが必要であることから、各地域の避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備など、国が責任を持って、安全確保に取り組む仕組みを構築すること。

- ③ 現行の法制度では、緊急時において線量限度を超える高線量率下での対応が出来ないことから、法制度の見直しや特殊部隊の創設などを検討すること。
- ④ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定など、国の体制整備に取り組むとともに、立地自治体が事故拡大防止に関与する体制についても検討すること。

- ⑤ オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、速やかにガイドラインに準拠した整備を行うこと。

(3) 航空機落下及びテロの未然防止に関する事項

- ① 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、法制化を図ること。
- ② 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

また、武力攻撃等の緊急事態への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、電気事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。

〈内閣官房〉 〈内閣府〉 〈警察庁〉 〈総務省〉 〈外務省〉
〈厚生労働省〉 〈国土交通省〉 〈海上保安庁〉 〈環境省〉
〈原子力規制委員会〉 〈防衛省〉

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策に関する事項

- ① 実効性ある避難計画の策定を支援するため、O I Lに基づく避難範囲の特定方法などを含む各種防災関係マニュアルを作成し、関係自治体に対して速やかに示すこと。なお作成に当たっては地方自治体の意見を十分に聴き反映させること。
- ② 災害発生時の避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ国が積極的に関与し、早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。
- ③ 県境を越えるなどの広域避難や避難行動要支援者の避難体制に係る国と関係自治体の役割分担や国による支援体制を速やかに示すこと。

広域避難については、国が主体的に関係自治体や運輸事業者等と避難先の確保や車両とその運転要員の確保などの具体的な避難手段を調整するとともに、避難先への迅速な人的支援や国による大規模備蓄施設の整備などの物的支援ができる体制を構築すること。

避難行動要支援者の避難体制については、避難計画策定を促進するため、ワーキングチームにおける検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

- ④ 避難住民や避難車両等に対するスクリーニング及び除染の方法や実施場所選定に係る基準、そのための人員体制や資機材の配備等について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

また、避難先となる地方自治体及び住民に対して、放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

(2) 放射線モニタリング体制に関する事項

- ① 緊急時モニタリングは、避難指示や食品摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、関係自治体、事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画等を速やかに示し、関係自治体に策定が義務付けられた緊急時モニタリング計画の策定を支援するとともに、モニタリング対策官の増員や資機材の早急な整備など、災害発生時において緊急時モニタリングの実施を統括する緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

- ② 原子力発電所周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、防災範囲の拡大に対応した新たな指針を早急に示すこと。

特に、福島第一原子力発電所事故の際に課題となった放射性ヨウ素等の大気中放射性物質の測定体制に係る基準を速やかに示すこと。

また、緊急時により迅速な防護措置を実施するため、SPEED I等の放射性物質の大気中拡散予測精度を向上させ活用することや、緊急時モニタリングセンターに参画する機関間で情報共有できるシステムの運用方法を明確にした上で整備を促進すること。

さらに、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

〈内閣府〉 〈総務省〉 〈消防庁〉 〈厚生労働省〉 〈国土交通省〉
〈環境省〉 〈原子力規制委員会〉

3 緊急被ばく医療について

- ① 緊急時に国、地方自治体、医療機関等が適切に連携して対応できるよう必要となる対策について具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成するとともに、備蓄や施設整備、医療従事者の確保等に関する支援を強化すること。
- ② 安定ヨウ素剤の配布に関して、住民不安や過度な混乱を防ぎ、適時・適切に服用できるよう、地方自治体の事情を十分に聴取のうえ、早急に対応マニュアルを充実すること。

また、乳幼児用の安定ヨウ素剤の開発及び製造について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、乳幼児が確実に安定ヨウ素剤を服用できる体制の確立に努めること。

さらに、配布体制の整備にあたり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うこと。

住民不安を軽減するために、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

- ③ U P Z外における安定ヨウ素剤の配備など、プルーム通過時の防護措置の在り方についても検討すること。
- ④ 原子力施設における事故が発生した後の住民の健康管理について、統一的な基準に基づく原子力災害に係る健康管理対応マニュアルを早急に作成すること。

〈文部科学省〉 〈厚生労働省〉 〈原子力規制委員会〉

4 財政支援に関すること

原子力防災体制の見直しにより地方自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、地方自治体の意見を聴きつつ、以下のとおり適切な財政支援及び人的支援を行うこと。

なお、財源の配分に当たっては、考え方を十分に示すこと。

- ① 原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、病院、福祉施設等の放射線防護対策の強化に当たっては、その考え方を速やかに示した上で各地方自治体の状況に応じた予算の確保と配分を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

また、既に整備を行った施設や今後整備される施設の維持管理等に係る経費については、国において現行の予算体系とは別枠で予算を確保した上で地方自治体に配分すること。

- ② 原子力防災対策に必要な資機材の配備や維持管理、避難に係るインフラの整備や維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成に係る経費、人員増に係る必要経費などについて、適切な財政措置を行うこと。
- ③ 広域避難体制を整備するために、立地県外における避難先も速やかに確保出来るよう、従来の交付金の枠にとらわれることなく、避難先の確保に必要な経費も含めて、関係自治体への財政支援を弾力的に行うこと。
- ④ モニタリング機材の整備に当たっては、国が整備の考え方や基本仕様を提示した上で、地方自治体の実情に応じた整備が図られるよう財政措置を行うこと。

また、当該整備に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう交付金総額を増額するなど、適切な財政支援を行うこと。

〈内閣官房〉 〈内閣府〉 〈財務省〉 〈国土交通省〉
 〈環境省〉 〈原子力規制委員会〉

IV 原子力政策について

1 原子力発電の位置付けについて

- ① 新たに策定されたエネルギー基本計画については、国民へ丁寧に説明するとともに、同計画において具体的なエネルギー構成比などが示されていないことを踏まえ、国民生活、産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための低炭素社会の実現などの観点から総合的に検討し、将来の状況変化にも対応できる持続可能なエネルギー政策を示すこと。

特に、同計画において、原子力発電の依存度については、「可能な限り低減させる」とされているが、今後の原子力発電所の位置付けを、安全対策等に係る総費用も加味して個別に明らかにした上で、エネルギーのベストミックスを速やかに示すこと。

- ② 原子力政策の検討に当たっては、福島第一原子力発電所事故の検証結果、立地地域の経緯や現状、意向を十分踏まえた上で議論を尽くすこと。
- ③ 原子力を巡る諸問題に関しては、国内での取組に加えて国際的連携の強化を図り、日本がリーダーシップを発揮して解決に向けた道筋を検討すること。

〈内閣官房〉 〈内閣府〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉

2 使用済燃料対策について

使用済燃料対策は、電力を消費する国民全体の問題であるという認識に立ち、国は、中間貯蔵施設の立地などについて、国、電力事業者、消費地を含めた地方自治体等による協議の場を設けるなど、その早期解決に向け、国が主体となって取り組むこと。

〈内閣府〉 〈経済産業省〉

3 高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定について

- ① 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から間もなく14年が経過するが、未だ文献調査すら行われていない状況にあることから、最終処分地の早期選定に向け、地方自治体とも協議しながら、国が前面に立った取組を一層強化すること。
- ② 高レベル放射性廃棄物と同様に、原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うための取組を加速させること。

〈内閣府〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉

4 原子力に関する人材育成及び技術の維持・強化について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組むこと。

〈内閣府〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉 〈原子力規制委員会〉

5 国民への継続的な情報提供について

原子力政策については、安全確保を大前提として、立地地域住民のみならず、国民全体に対して国が丁寧に説明し、意見を聴き、理解と信頼を得ることが重要であることから、原子力施設の安全性に関する説明や情報提供はもとより、我が国のエネルギー政策における原子力発電や核燃料サイクルの位置付け等に関しても、その検討状況を含め、継続的な理解活動に取り組み、国民の信頼確保と安心の醸成に努めること。

また、原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実すること。

〈内閣府〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉 〈原子力規制委員会〉

6 電力システム改革への対応について

電力システム改革により競争が進展した環境下においても原子力発電所の安全が確保されるよう、原子力発電の実施主体の確保、事故時や廃止措置の責任の所在の明確化等の課題について、対応策を明らかにすること。

〈経済産業省〉

V 地域振興について

1 立地地域における緊急経済対策について

原子力発電所の長期運転停止による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための新たな交付金制度の創設など、適切な経済対策を早急に実施すること。

〈経済産業省〉

2 電源三法交付金制度について

電源三法交付金については、必要な予算額を確保することはもとより、電源立地地域の振興等を目的とする制度の趣旨に鑑み、今後も立地自治体の意見を聴きつつ、地方自治体の自主的な活用が一層図られるよう、弾力的かつ適切な制度運営に努めるとともに、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度の充実を図ること。

特に、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、電源立地地域対策交付金における「みなし規定」の適用を継続し、現在の交付水準を維持すること。

また、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、原子力発電施設等周辺地域への企業誘致を行う上で重要な制度であることから、必要な予算額を確保し、所要額を交付すること。

〈財務省〉 〈文部科学省〉 〈経済産業省〉

3 電源地域振興対策について

- ① 電源地域の自立的、持続的発展を図るため、税制を含む総合的な地域振興施策を実施すること。特に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき決定された「振興計画」に基づく事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、制度の充実・強化を図ること。
- ② 新たに策定されたエネルギー基本計画では、原子力発電の依存度については、「可能な限り低減させる」としており、今後立地地域においては原子力発電所の廃止措置が現実の問題となることから、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、国が特別立法等により新産業の創出・企業誘致等について最大限の支援を行うこと。

〈内閣官房〉 〈内閣府〉 〈総務省〉 〈財務省〉 〈文部科学省〉
〈厚生労働省〉 〈農林水産省〉 〈経済産業省〉 〈国土交通省〉 〈環境省〉

原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電等に関する要請書

福島第一原子力発電所事故によって平穏な暮らしを奪われた被災地の人々は、今もなお厳しく不自由な生活を余儀なくされており、これらの人々が、一日も早く安寧な生活を取り戻せるよう、事故の収束や生活基盤の再建などの取組をより一層加速させなければならない。

一方、全国の立地地域にとって、原子力発電所の安全確保と万一の事態に備えた原子力防災対策は極めて重要な課題である。事業者においては万全の安全対策を速やかに講じ、また、原子力規制委員会においては規制基準に適合するか否かを迅速かつ確実に審査するとともに、その結果について、地元への明確な説明を強く求めるものである。

加えて、地域の実情に応じた原子力防災対策を構築するため、国が主導的立場に立って、必要な対策を行うことが必要である。

また、原子力政策の混乱は、国内の電力供給体制を脆弱なものとし、立地地域の経済を疲弊させたばかりか、原子力が果たしてきた国民生活への貢献を忘却したかのごとく、原子力の立地そのものへの批判を助長させる社会情勢を生み出した。このことは、様々な苦難に直面しながらも、エネルギー確保という国の重要政策に協力してきた立地地域として極めて遺憾なことである。

従って、国においては、立地地域の信頼なくして原子力政策の着実な遂行は成し得ぬことを再度認識し、次の事項に速やかに取り組むよう、総会の総意に基づき強く要請する。

平成26年5月22日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

重点項目

【被災地の復興について】

福島第一原子力発電所事故からの本格的な復旧・復興に向けて、住民の帰還を進める地域がある一方で、生まれ育った故郷への帰還が困難な地域が未だ存在している。国は、帰還を進める地域の雇用・経済活動など生活基盤の再建に向けた必要な取組を加速させるとともに、帰還困難区域の自治体・住民のコミュニティの維持や一日も早い復旧・復興に全力を尽くすことを強く求める。

【安全規制・防災対策について】

原子力規制への信頼を取り戻すためには、多様な知見を取り入れた公平かつ科学的な規制や立地地域とのコミュニケーションが密に行われることが必要不可欠である。原子力規制委員会は、遅滞なく全国の原子力発電所及び関連施設の規制基準への適合性審査を行うとともに、規制の現場からの声に誠実に対応することを強く求める。

【原子力政策について】

エネルギーは社会経済の根幹であり、安全性を前提に供給安定性・経済性・環境適合性を兼ね備えたものでなければならない。国は、エネルギー基本計画に則った原子力発電の利用に着実に取り組むとともに、核燃料サイクル政策の進展や使用済燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処理処分といったバックエンドに関する課題の克服に全力で取り組むことを強く求める。

【立地地域対策について】

立地地域は約半世紀にわたり原子力政策に協力し、我が国の発展に寄与してきたと自負している。しかしながら、国の原子力政策の迷走によって、原子力発電所が長期停止を余儀なくされたことや、立地そのものが批判を受けるような社会情勢となったことは、極めて遺憾である。国は、立地地域が誇りと活力を取り戻せるよう、地域の意向に沿った大胆な支援を行うことを強く求める。

具 体 的 事 項

【被災地の復興について】

(1) 被災地の復旧・復興

- ① 国は、復興施策の実施にあたっては、被災地の意見を十分に踏まえるとともに、早期復興に資するよう、事務手続きの簡素化や被災地の実情にあった柔軟な対応を行うこと。
- ② 国は、事故発生前の状態へ早期に回復するため、被災地の徹底的な除染について責任を持って行うとともに、地元自治体への説明や綿密な調整を図ること。
- ③ 国は、除染廃棄物などの中間貯蔵施設に関し、関係市町村及び地域住民と丁寧な対話を行うとともに、国民に対して、その必要性や健康への影響等について十分に情報を提供すること。
- ④ 国は、雇用・教育・子育て・医療・住居・行政機能などの生活基盤の早期再建や商店等の再開が円滑に進むよう、必要な施策を行うこと。
- ⑤ 国は、福島第一原子力発電所の廃炉に関して、住民の帰還や地域の復興を進める被災自治体の財政に影響を与えぬよう、特段の財政措置を講じること。

(2) 被災者の健康管理

- ① 国は、健康への不安の解消や被ばくによる万一の健康被害に備え、被災者への健康調査及びその検査結果の管理を継続的に行うこと。
- ② 国は、被災者の帰還に伴う健康への不安の解消や被ばく低減のための取組について、責任を持って講じていくこと。
- ③ 国は、被災者に生じた健康被害への補償について、将来にわたり責任を持って行うために、法制化を図ること。
- ④ 国は、事故による放射線の影響について、誤った情報や知識によって被災地や被災者が不当な扱いを受けないよう、国民に対して正しい情報を発信すること。

(3) 被災者への損害賠償など

- ① 国は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対し、被災者が生活再建を果たせるよう、被災者の立場に立ち、実態に見合った損害賠償の方針を示すこと。
- ② 国は、事業者が被災者に対して迅速かつ確実に損害賠償を行うよう、責任を持って指導すること。
- ③ 国は、原子力損害賠償紛争解決センターの組織体制の強化・充実を図り、被災者に対する損害賠償が、迅速・公正・適正なものとなるよう取り組むこと。

- ④ 国は、事業者に対して、紛争審査会の定める指針の趣旨を踏まえた柔軟な対応と誠実な賠償を実行し、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介の実効性を確保するための必要な法整備を行うこと。
- ⑤ 国は、国策である原子力発電が甚大な原子力災害を招いた責任を強く認識し、長期避難を強いられている被災者の生活再建のため、被災者生活再建支援法が定める長期避難世帯に対する支援と同等の支援制度を創設するなど、国の責任による救済措置を講じること。

(4) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 国は、福島第一原子力発電所の廃止措置や汚染水対策等について、事業者任せにすることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ着実に行うこと。
- ② 国は、福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故を招き、地域の復興や住民の帰還を遅らせることのないよう、事業者に対して安全管理を徹底するよう厳格に指導すること。
- ③ 国は、福島第一原子力発電所における作業従事者の安全な労働環境を確保するよう、事業者に対して厳格に指導すること。
- ④ 国は、福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキの取り扱いについて、その方針を明らかにすること。

【安全規制・防災対策について】

(1) 国民から信頼される安全規制の確立

- ① 原子力規制委員会は、多様な知見を取り入れた公平かつ科学的な議論を尽くし、国民から信頼される安全規制を実行すること。
- ② 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故分析や国内外から得られた新たな知見については、速やかに安全規制に反映し、事業者に対して適切な指導を行うこと。
- ③ 原子力規制委員会は、規制基準適合性に係る審査を遅滞なく進め、原子力発電所等の安全性を速やかに確認すること。また、その結果については、立地地域及び国民に分かりやすく説明し、住民の安心確保に努めること。
- ④ 原子力規制委員会は、原子力発電所における破砕帯調査や耐震安全性評価について、科学的データなどに裏付けられた明確な判断根拠を示し、立地地域及び国民に分かりやすく説明すること。
- ⑤ 原子力規制委員会は、立地市町村への円滑な情報伝達や住民への広報活動の充実を図るため、原子力規制事務所の役割と機能を強化するとともに、立地市町村の説明要請に対しては、原子力規制事務所のみならず、自らが地元へ赴き丁寧な説明を行うこと。
- ⑥ 原子力規制委員会は、統合した原子力安全基盤機構に蓄積された専門的技術や知識を継承し、安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を図り、現場における規制体制を強化すること。

(2) 原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力防災対策の実効性を向上させるため、緊急時の対応の具体化など、原子力災害対策指針の充実等に努めるとともに、原子力災害時においては主導的な役割を果たすこと。
- ② 国は、避難道路の整備や既存道路の改良、情報伝達のための通信網の強化について、関係省庁が認識を共有し、横断的かつ主体的に関与し、立地地域の状況に応じた対策を早急に講じること。
- ③ 国は、複合災害時においても、緊急時モニタリング結果やSPEEDIの情報など、住民対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる体制を構築し、積極的な情報提供に努めること。
- ④ 国は、原子力災害の広域化に備え、広域避難や行政機能移転などについて、関係機関の調整を主導して行うこと。
- ⑤ 国は、要配慮者の輸送を担う消防・自衛隊等の公的機関の任務規定を整備するなど、原子力災害時における避難者の大量輸送手段や要配慮者の避難先の確保・輸送手段を速やかに準備できる体制を構築すること。
- ⑥ 国は、広域避難に係る避難経路・避難方法及び救援物資の輸送方法・計画などを予め設定し、一元的に管理すること。

- ⑦ 国は、オフサイトセンターの施設整備・機能強化及び代替防災拠点の整備を速やかに行うこと。
- ⑧ 国は、原子力災害時において、迅速にスクリーニングや除染などが行える体制の整備を行い、実施場所について明確に示すこと。
- ⑨ 国は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、避難指示や関係者の調整を戦略的・総合的に行うことのできる専門職員を育成し、事故発生時には迅速に指示、調整を行える体制を整備すること。
- ⑩ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑪ 国は、各市町村の防災拠点の機能強化など、市町村が独自に行う原子力防災対策強化のための事業に対し、財政支援を行うこと。
- ⑫ 国は、原子力災害対策指針の防護措置について、その実効性や内容を国民に対して分かりやすく説明すること。
- ⑬ 国は、安定ヨウ素剤の管理・服用に関する基準を明確に示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みを構築すること。また、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発を進めること。
- ⑭ 国は、安定ヨウ素剤の事前配布に伴う説明会に関する要領を早急に示すとともに、事前配布における管理システムを構築するなど、市町村の取組への支援を行うこと。
- ⑮ 国は、テロなどの有事に備えた原子力発電所等の防護対策を強化すること。

【原子力政策について】

(1) 今後の原子力政策

- ① 国は、原子力政策について、立地地域に丁寧な説明を行うとともに、政策の現場である立地地域の意見を尊重し、適宜、政策に反映させること。
- ② 国は、安全性の確認された原子力発電所の稼働にあたっては、その必要性和稼働に至る手順を明確にし、立地自治体や国民の理解が得られるよう、丁寧な説明を行うこと。
- ③ 国は、使用済燃料の中間貯蔵や高レベル放射性廃棄物の最終処分などのバックエンドに係る諸課題については、消費地も含めた国民全体で克服すべき課題であることを広く国民に訴え、国の強いリーダーシップの下で、解決するための取組を早急に進めること。
- ④ 国は、エネルギーを取り巻く国内外の動向を十分に踏まえ、原子力発電所の新增設やリプレースについて、明確な方針を示すこと。
- ⑤ 国は、再処理・プルサーマル・高速増殖炉開発などの意義を国民に丁寧に説明するとともに、必要な資源を投資し、核燃料サイクル政策を着実に進展させること。

(2) 人材育成の強化・原子力の理解促進

- ① 国は、原子力の確実な安全確保に資する上でも、原子力に携わる人材の育成や技術継承のための取組を強化すること。
- ② 国は、原子力を含めたエネルギー問題や放射線について、学校教育や地域教育での充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。
- ③ 国は、原子力政策に対する立地地域の理解と信頼を得るため、自らが地元へ赴き、説明を尽くすこと。
- ④ 国は、エネルギー基本計画において、原子力が重要なベースロード電源と位置付けられたことを踏まえ、我が国における原子力発電の必要性を供給安定性・経済性・環境適合性の観点から踏まえて国民に説明し、理解を得ること。

【立地地域対策について】

(1) 立地地域の経済・雇用対策

- ① 国は、原子力発電所の長期停止や建設工事の延期などによる地域経済への影響の実態を把握し、地域の実情に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を講じること。
- ② 国は、立地自治体が行う経済振興や雇用維持・創出対策に対し、財政的支援を行うこと。
- ③ 国は、立地地域において企業や人材の流出を防ぎ、新規企業の進出を促進するため、設備投資にかかる借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設など、立地地域企業への特別な措置を講じること。
- ④ 国は、立地地域の持続的な発展のため、各地域の特性を活かした新たな産業の創出など、経済産業構造の多様化に向けた具体的施策を講じること。

(2) 電源三法交付金など

- ① 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に十分広報し、理解を得ること。
- ② 国は、電源三法交付金について、地域の実情に即した積極的かつ柔軟な事業が行えるよう用途を自由裁量とし、事務手続きを簡素化すること。特に被災地については、事務手続きによって復旧・復興事業などが妨げられないよう、特別な対応を行うこと。
- ③ 国は、規制基準などへの対応のために停止を余儀なくされている原子力発電所について、立地市町村の財政に影響を与えないよう、電源三法交付金のみなし措置を継続すること。
- ④ 国は、事故対応やそのための基金の積み立てが行えるよう、電源三法交付金の上積みを行うこと。
- ⑤ 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。特に原子力事故に伴う廃炉については、交付金の新設など、特別な措置を講じること。
- ⑥ 国は、長期発展対策交付金について、算定に用いる「使用済燃料の貯蔵区分」のかさ上げ措置を講じるとともに、原子炉内への装荷済燃料についても交付金措置を講じること。
- ⑦ 国は、立地地域の振興や福祉向上、雇用創出に大きな役割を果たす原子力立地給付金及びF補助金について、拡充を行うこと。
- ⑧ 国は、原子力発電所等に係る固定資産税について、施設の稼働年数の実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。

- ⑨ 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率のさらなるかさ上げなど、制度を拡充すること。
- ⑩ 国は、核燃料税について、市町村配分を明記したガイドラインを示し道県に対して技術的助言を行うなど、市町村への積極的な配分を促すこと。